

令和6年10月から
高齢者に対する補聴器購入助成を行います
(矢掛町高齢者補聴器購入助成事業)

加齢により耳が聞こえにくくなり、日常生活に不便を感じている高齢者を対象に補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。ただし、購入後の申請は助成対象外となります。助成を希望する方は、事前に制度の説明等を行った上で申請書をお渡ししますので、まずはお問い合わせください。

対象要件

次の全ての条件を満たしている人

- ☐ 矢掛町内に住所を有する人
- ☐ 申請日時点において満65歳以上の人
- ☐ 聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない人
- ☐ 耳鼻咽喉科を標榜する医師により、補聴器の必要性が認められる人
- ☐ 過去にこの助成を受けていない人

助成金額

住民税非課税の人は上限50,000円。それ以外の方は上限30,000円。

※助成を受けられるのは1人1回まで。修理代や文書料、診察料は対象になりません。

注 意 点

- ・助成金の交付決定前に購入したものは助成対象外となります。必ず、購入する前にお問い合わせください。
- ・診療情報提供書を取得するため、耳鼻科を受診された際に「治療を優先した方がよい」「障害者手帳の取得が望ましい」等の指摘を受けた場合は、医師の指示に従ってください。
- ・補聴器は本人の状態にあったものでないと、かえって症状が悪化する可能性があります。そのため、専門知識や技能をもった販売店（認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者）からの購入を条件とします。

〇お問い合わせ先

〒714-1297 小田郡矢掛町矢掛3018番地

矢掛町役場 福祉介護課 福祉推進係（電話：0866-82-1026）

【裏面もご確認ください（手続きの流れ・必要書類）】

手続きの流れ

(1) 福祉介護課で申請書を受け取る

(2) 補聴器相談医に「補聴器適合に関する診療情報提供書」を作成してもらう

(3) 認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者に「見積書」を作成してもらう

(2)で作成してもらった「補聴器適合に関する診療情報提供書」を、認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者に提示してください。見積書の宛名は申請者としてください。

(4) 福祉介護課に申請書を提出する

申請書に「補聴器適合に関する診療情報提供書の写し」「見積書の写し（宛名が申請者のもの）」「【技能者作成の場合】認定補聴器技能者カードの写し」「【矢掛町の公簿で確認できない方のみ】課税証明書」を添付してください。

(5) 助成金交付決定通知書を受け取る（郵送）

(6) 補聴器を購入する

※必ず、見積書を作成したお店で、見積書と同じ補聴器を購入してください。

(7) 福祉介護課に請求書を提出する

請求書に「領収書の写し」「振込先口座の通帳の写し（申請者名義に限る）」を添付してください。※助成決定日から2か月以内に提出してください。

(8) 福祉介護課から助成金が振り込まれる

補聴器相談医及び認定補聴器専門店、認定補聴器技能者については、矢掛町ホームページ又は役場福祉介護課窓口でご確認ください。

会計年度が終了する3月31日までに(1)から(8)までの手順をすべて完了する必要があります。手続きが完了できない場合、助成できないことがありますので、購入までに要する期間等をあらかじめ購入先の補聴器店とご相談ください。